内閣衆質二一二第五三号

令和五年十二月一日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

松

野

博

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員小川淳也君提出離島の 「住民生活に必要な航路」を確保するための 「海の交通政策」 の在り

方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川淳也君提出離島の 「住民生活に必要な航路」を確保するための 「海の交通政策」の在

り方に関する質問に対する答弁書

について

法律 四十五条による「報告」に対する運用の状況」については、 員会による調査の状況については、 われた報告の件数は、 お · 尋 (昭和1 ね \mathcal{O} 二十二年法律第五十四号。 「「独占禁止法」 令和四年度は二千九百九十一件である。 第四十五条による「報告」に対しての運用の実態」 同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、 以下「独占禁止法」という。) 私的独占の禁止及び公正取引の確 当該報告に係る事件についての公正 第四十五条第一項の規定に基づき行 及び 「「独占禁止法」 保に関する 取引委 第

五条の運用を、 取引委員会の見解を問う」については、 取引委員会は考えているの お 尋 ね \mathcal{O} 「独占禁止法」 どのように行うことが、 第四十五条の運用は、 か 及び 独占禁止法の目的である競争政策の徹底に活かすことになると公 「独占禁止法」 同条第三項においては、 どうであるべきと考えているの 第四十五条の 同条第一項の規定による報告に係る事 運用に対する上記 か。 の意見に対する公 独占禁止 法第四十 これを明らかにすることは差し控えることとしている。

正

正

件について、適当な措置をとり、 知しなければならないこととされており、 又は措置をとらないこととしたときは、その旨を当該報告をした者に通 同委員会としては、同条第三項の規定に基づき、 適切に対応し

二について

ている。

味して、 づき、 \mathcal{O} 競争を実質的に制限することとなるとは認められなかったことから、 の規定に違反する旨の報告があったため、 Ļ お尋ねについては、 「内海フェリー株式会社」 独占禁止法第四十五条第一 本件株式取得につい 市場における競争の状況を総合的に勘案した結果、 令和四年十一月二十九日、香川県小豆郡小豆島町の住民等から公正取引委員会に対 ての調査を行い、 の株式の取得 項の規定に基づき、 同委員会においては、 (以 下 本件株式取得後における当該二社の市場シ 「本件株式取得」という。) 御指摘の 本件株式取得により一定の取引分野における 「国際両備フェリー株式会社」による御指: 独占禁止法第四十五条第二項の 独占禁止法上の問題とすることは困 が独占禁止法第十条第一項 エア、 順位等を加 規定に基

三について

難であると判断したものである。

お尋ねについては、公正取引委員会においては、 独占禁止法第四十五条第二項の規定に基づき、 本件株

式取得についての調査を行ったが、二についてで述べたとおり、 御指摘のような「「独占禁止法」 上の問

題とすべき事実」は認められなかったものである。

四について

お尋ねについては、 御指摘の「企業結合」 が既に行われた場合についても、 独占禁止法第十条第一項の

規定の適用対象となる。

五について

公正取引委員会としては、 本件株式取得については、二についてで述べたとおり判断しており、 御指摘

のような「「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」と考えられるにもかかわらず、

公正取引委員会が何の措置も採らない事例」には該当しないと考えている。

六について

お尋ねについては、 御指摘 \mathcal{O} 「国際両備フェリー株式会社」が、 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八

十七号。 以下「法」という。)第十一条の二第二項の規定に基づき行った船舶運航計画 (法第三条第三項

であり、 すると判断したため、 の二第三項において準用する法第四条各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、 に規定する船舶運航計画をいう。以下同じ。)の変更の認可の申請に対して、 御指摘の 「独占禁止法第十条違反の可能性について、 法第十一条の二第二項の規定に基づき当該船舶運航計画の変更の認可を行ったも 公正取引委員会の意見を聴く」 国土交通省は、 当該基準に適合 法第十一条 等の対応は

七について

効果が大きいことが見込まれ、 ある住民の生活を下支えする基盤的なサービスを提供しており、 て検討させていただきましたけれども、 行っていない。 重要な法律に例外を設けるものでございますことから、 生総合事務局私的 きであるというふうに考えております。 前 段の お尋ねについては、 独占禁止法特例法案準備室長代理 令和二年四月十五日の衆議院内閣委員会において、 かつ、 主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視 定 このような観点から、 の地理的範囲内で事業活動を行い、 (当時) 法案の対象となります業種については限定的 が 「独占禁止法という公正な競争を担保する 経営統合や共同経営による経営力 地域基盤を支えるさまざまな業種 地域経済や一般消 栗田内閣官房日本経済再 監督で 三費者で 強 に 化 つい にす

るということで、これ以外の業種について対象とすることは現時点において想定はしてございません」と きるという基準に照らしまして対象を考えた結果、 現時点において銀行業、 乗り合いバス事業が考えられ

答弁しているとおりである。

係機関間 係について、 ところ、これまでも当該規定にのっとって適切に協議を行う等しており、 二十九条第一 また、後段のお尋ねについては、例えば、法第二十九条の三第一項においては、 の連携 国の関係者間の連携・調整が不十分」との御指摘は当たらないと考えている。 項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない」とされてい • 調整」 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 国土交通省としては、今後とも、 「独占禁止法と交通政策との 「国土交通大臣は、 御指 摘 \mathcal{O} 「関 関 第 る

御指摘 \mathcal{O} 「交通政策」 を実施するに当たって、関係法令に基づき、 公正取引委員会と協議等を行ってまい

八について

りたい。

にのっとり、 お 尋ねについては、 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 国土交通省としては、 交通政策基本法 (平成十九年法律第五十九号) (平成二十五年法律第九十二号) 第五条第一項の の基本理念

提供の確保に関する助言を行ったところである。 地域旅客運送サービス をいう。)を作成する際に、 規定に基づき、香川県小豆郡土庄町及び小豆島町が地域公共交通計画 つ、 両町における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向けて、 (同法第一条に規定する地域旅客運送サービスをいう。 同法第六条第一項の規定に基づき組織された協議会において、 同省としては、 引き続き、 (同項に規定する地域公共交通計画 両町等と相互に連携を図りつ 必要な対応を行ってま 以下同じ。 両町に対して、 の持続 可能な りた

九について

V ,

指摘の 十五 以下同じ。 に 1 う。 つい お 条第二項 尋 、ては、 以下同じ。) ね 「二年以上」にわたり、 \mathcal{O} 「これまで、 御指摘 の規定に基づき、 の休止を指すものと考えられ に係る一 \mathcal{O} このように長期にわたり、 「指定区間」 般旅客定期航 当該 国土交通大臣に当該 般旅客定期航路事業を休止している例はある。 の休: るが、 路事業 止 とは、 指定区間に係る一 (同 「指定区間」 般旅客定期航路 条第五項に規定する一 指定区間 (法第二条第十一項に規定する指定区間を の休止が 般旅客定期航路 事業を休止する旨の届出をして、 続 般旅 1 た例が、 客定期航 事業を営む者が あ 0 たの 路事 業を かどうか」 . う。 法第 御

摘 般旅客定期航路事業を休止している事業者が当該一般旅客定期航路事業の早期再開についての判断をする は、 こと等が重要であると考えており、 また、 \mathcal{O} 御指摘 「指定区間 お尋ねの「どうすることで指定区間の航路の早期再開が可能になると考えているのか」について (J) 「法的な責務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、 の航路の早期再開」 それを踏まえ、 に向けた必要な取組を進めていくことが重要であると考えてい 当該事業者以外の事業者を含む関係事業者等が、 指定区間に係る一 御指

十について

の後 なサ じた規制緩和を行うことにより、 を目的として、 律第七十一号)において、 お É ービスの提供並びに事業の効率化及び活性化を図ることとしたところ、 尋ねについては、 離島等の 御指摘の 地域 住民 平成十二年十月一日に施行された海上運送法の一部を改正する法律 「「指定区間」 の生活に必要不可欠な航路における輸送サービスを引き続き確保していくこと 般旅客定期航路事業について、 事業者間の競争を促進するとともに、 制度」 を創設したものである。 十一で御指摘の 事業者の創意工夫を生か 当該 「需給調整規 「需給調整規 制 (平成十一年法 制 \mathcal{O} 廃 した多様 \mathcal{O} 止 廃 を通 止

御指摘 摘 必要不可欠な航路における輸送サービスを引き続き確保していくことを目的としたものであることから、 る全供給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剰にならないことを目的とした制度であった一方、 また、 \mathcal{O} 前段のお尋ねについて、 「「指定区間」 0 後段のお尋ねについて、 「需給調整規制」 制度」 と は、 御指摘の 御指摘の 御指摘 国土交通省としては、 「需給調整規制」は、 \mathcal{O} 「「指定区間」 「需給調整規制」 指定区間に係る一般旅客定期航路事業については、 制度」 一般旅客定期航路事業の開始によって航路に係 が廃止された後も、 とは、 制度の趣旨や目的が異なっている。 離島等の地域住民の生活に 御指

なわ 制 加に適切に対応」 旅客定期航路事業の 法第四条各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、 度の在り方について検証 れてい る」との の意味するところが必ずしも明らかではない 許可を行っているものであり、 御指摘は当たらず、 Ų 再検討、 再構築を行うことが必要」 御指 摘 \mathcal{O} 「増加が予想される指定区間 「事業者の競争を制限する既存事業者保護 当該基準に適合すると判断した場合は、 が、 とは考えてい 現時点に お の休廃・ ない。 7 て、 御指 止 縮 摘 八 \mathcal{O} \mathcal{O} 指指 再編 視点で行 定区 一般 \mathcal{O} 間 増

十二について

お尋ねについては、 現時点において、 御指摘のように 「海の交通政策の関係法律のすべてを含めて、 海

の交通政策全般の在り方について、検証し、再検討、再構築する」ことは考えていないが、交通政策基本

法第十二条においては、「国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、

交通省としては、引き続き、地方公共団体等と相互に連携を図りつつ、船舶を含む輸送手段の安定的な確

基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする」とされており、国土

保に向けて、必要な対応を行ってまいりたい。